【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（１）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（２）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十二第一項及び第十四条の十二第二項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書

イ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写し

ロ　第十条第一項第一号ニに掲げる書面

二　第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　外国会社（当該発行登録者を提出する外国会社をいう。）が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ニ　第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

３　第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（１）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（２）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十二第一項及び第十四条の十二第二項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書

イ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写し

ロ　第十条第一項第一号ニに掲げる書面

二　第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　外国会社（当該発行登録者を提出する外国会社をいう。）が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ニ　第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

３　第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十二第一項及び第十四条の十二第二項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書

イ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写し

ロ　第十条第一項第一号ニに掲げる書面

二　第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　外国会社（当該発行登録者を提出する外国会社をいう。）が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ニ　第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

３　第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】

（改正後）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十二第一項及び第十四条の十二第二項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書

イ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写し

ロ　第十条第一項第一号ニに掲げる書面

二　第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　外国会社（当該発行登録者を提出する外国会社をいう。）が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ニ　第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

３　第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十二第一項及び第十四条の十二第二項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書

イ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写し

ロ　第十条第一項第一号ホに掲げる書面

二　第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　外国会社（当該発行登録者を提出する外国会社をいう。）が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ニ　第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

３　第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】 （改正なし）

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】

（改正後）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十二第一項及び第十四条の十二第二項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書

イ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写し

ロ　第十条第一項第一号ホに掲げる書面

二　第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　外国会社（当該発行登録者を提出する外国会社をいう。）が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ニ　第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

３　第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十二第一項及び第十四条の十二第二項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書

イ　当該有価証券の発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会又は株主総会の議事録の写し

ロ　第十条第一項第一号ホに掲げる書面

二　第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　外国会社（当該発行登録者を提出する外国会社をいう。）が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ニ　第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

３　第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】

（改正後）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十二第一項及び第十四条の十二第二項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書

イ　当該有価証券の発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会又は株主総会の議事録の写し

ロ　第十条第一項第一号ホに掲げる書面

二　第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　外国会社（当該発行登録者を提出する外国会社をいう。）が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ニ　第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

３　第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十二第一項及び第十四条の十二第二項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　当該有価証券の発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会又は株主総会の議事録の写し

ロ　第十条第一項第一号ホに掲げる書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　外国会社（当該発行登録者を提出する外国会社をいう。）が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ニ　第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

３　第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十二第一項及び第十四条の十二第二項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　当該有価証券の発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会又は株主総会の議事録の写し

ロ　第十条第一項第一号ホに掲げる書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　外国会社（当該発行登録者を提出する外国会社をいう。）が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ニ　第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

３　第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十二第一項及び第十四条の十二第二項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　当該有価証券の発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会又は株主総会の議事録の写し

ロ　第十条第一項第一号ホに掲げる書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　外国会社（当該発行登録者を提出する外国会社をいう。）が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ニ　第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

３　第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十二第一項及び第十四条の十二第二項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　当該有価証券の発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会又は株主総会の議事録の写し

ロ　第十条第一項第一号ホに掲げる書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　外国会社（当該発行登録者を提出する外国会社をいう。）が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ニ　第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

３　第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十一第二項及び第十四条の十二第二項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　当該有価証券の発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会又は株主総会の議事録の写し

ロ　第十条第一項第一号ホに掲げる書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　外国会社（当該発行登録者を提出する外国会社をいう。）が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ニ　第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

３　第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十一第二項及び第十四条の十二第二項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　当該有価証券の発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会又は株主総会の議事録の写し

ロ　第十条第一項第一号ホに掲げる書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　外国会社（当該発行登録者を提出する外国会社をいう。）が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ニ　第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

３　第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十一第二項及び第十四条の十二第二項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　当該有価証券の発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会又は株主総会の議事録の写し

ロ　第十条第一項第一号ホに掲げる書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　外国会社（当該発行登録者を提出する外国会社をいう。）が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ニ　第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

３　第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】 （改正なし）

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】

（改正後）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十一第二項及び第十四条の十二第二項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　当該有価証券の発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会又は株主総会の議事録の写し

ロ　第十条第一項第一号ホに掲げる書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　外国会社（当該発行登録者を提出する外国会社をいう。）が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ニ　第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

３　第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

（２　新設）

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項に規定する大蔵省令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の四**　法第二十三条の三第二項に規定する大蔵省令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の三**　法第二十三条の三第二項に規定する大蔵省令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　定款（第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成4年7月15日 省令第58号】 （改正なし）

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】

（改正後）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の三**　法第二十三条の三第二項に規定する大蔵省令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　定款　（第十七条第一項ただし書の規定により、　当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の三**　法第二十三条の三第二項に規定する大蔵省令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　定款及び連結情報を記載した書類（第十七条第一項ただし書の規定により、これらの書類が当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類（当該発行登録書の参照書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、連結情報を記載した書類を除く。）

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】

（改正後）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の三**　法第二十三条の三第二項に規定する大蔵省令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　定款及び連結情報を記載した書類（第十七条第一項ただし書の規定により、これらの書類が当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類（当該発行登録書の参照書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、連結情報を記載した書類を除く。）

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の三**　法第二十三条の三第二項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　定款及び連結情報を記載した書類（第十七条第一項ただし書の規定により、これらの書類が当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類（当該発行登録書の参照書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、連結情報を記載した書類を除く。）

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

【昭和63年9月20日 省令第41号】

（改正後）

（発行登録書の添付書類）

**第十四条の三**　法第二十三条の三第二項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　第十一号様式により作成した発行登録書

イ　定款及び連結情報を記載した書類（第十七条第一項ただし書の規定により、これらの書類が当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。）

ロ　当該発行登録書の提出者が法第五条第三項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（イ）　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（ロ）　当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ　事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

二　第十四号様式により作成した発行登録書

イ　前号に掲げる書類（当該発行登録書の参照書類に連結情報を記載した書類が含まれている場合には、連結情報を記載した書類を除く。）

ロ　当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

２　前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（改正前）

（新設）